給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１００８０号

千葉県香取市三ノ分目164―38

再生債務者　飯田　壮司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年１月14日まで

平成22年12月22日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第３号

相模原市南区下溝1481番地５

再生債務者　岡田　武志

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年１月14日まで

平成22年12月24日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（再ロ）第１号

鹿児島県南九州市川辺町小野741番地１

再生債務者　門之園和彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年１月18日まで

平成22年12月21日

鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（再ロ）第５４号

大阪市阿倍野区松崎町３丁目３番20―205号

再生債務者　平田孝一郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年１月21日まで

平成22年12月24日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１号

熊本市近見７丁目５番11―407号

再生債務者　田中太一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月22日

熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（再ロ）第２３号

堺市東区引野町３丁59番地ガーデンハウス初芝131号

再生債務者　柚木﨑千秋

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月21日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第２４号

仙台市青葉区みやぎ台３丁目27番７号

再生債務者　鈴木　　都

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月22日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１００９９号

東京都足立区大谷田２―３―35―１―419

再生債務者　小松　昭光

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月21日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００９２号

埼玉県北足立郡伊奈町大字大針1155―23

再生債務者　伊東　長一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月21日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００７４号

東京都大田区東蒲田１―５―９

再生債務者　山田　明美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月22日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第２号

大分市坂ノ市西２丁目９番４号　クレールメゾンD102

再生債務者　加治屋俊佑

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月24日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成１８年（再ロ）第２号

三重県名張市つつじが丘南２番町２番地

再生債務者　松野登志雄

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月10日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月21日　　津地方裁判所伊賀支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 23 年１月７日　　埼玉県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

⑴　長谷川　拓、埼玉県、東京都教育委員会、小学校教諭１種免許状

⑵　瀧嶋　智和、埼玉県、埼玉県教育委員会、

ア　小学校教諭１種免許状

イ　中学校教諭１種免許状（理科）

ウ　高等学校教諭１種免許状（理科）

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の教育職員免許状は失効した。

平成 23 年１月７日　　沖縄県教育委員会

1　氏名　仲原　真介　本籍地　沖縄県

⑴　中学校教諭一種免許状　外国語（英語）

⑵　高等学校教諭一種免許状　外国語（英語）

授与年月日　平成２年３月31日

授与権者　東京都教育委員会

⑶　養護学校教諭二種免許状

授与年月日　平成17年９月16日

授与権者　沖縄県教育委員会

2　失効年月日　平成22年９月29日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

吸収合併公告

合併公告

左記組合は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

承認決議は、甲及び丙が平成二十二年十二月二十四日、乙が平成二十二年十二月二十七日開催の臨時総会で終了しております。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年一月七日

栃木県鹿沼市流通センター六六番地

（甲）とちぎ流通センタートラック協同組合　代表理事　臼井　猛

栃木県鹿沼市流通センター六六番地

（乙）とちぎ流通センター卸協同組合　代表理事　関口　快流

栃木県鹿沼市流通センター六六番地

（丙）とちぎ流通センター物流協同組合　代表理事　利根川節二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.d-brain.co.jp/

（乙）http://www.d-brain-consulting.co.jp/

平成二十三年一月七日

東京都中央区銀座三丁目一四番一〇号

（甲）みどり証券株式会社　代表取締役　石川　善雄

東京都中央区日本橋茅場町一丁目九番二号

（乙）株式会社ディー・ブレイン・コンサルティング　代表取締役　片岡　　彦